



TJ Prannarai COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (คลองน้ำใส) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 49 (2015年1月15日発行)

新年明けましておめでとうございます！ 2011年からご購入頂いております“タイ国法律改定情報”も5年目を迎えました。今後もタイの法律情報をお届け致します。何卒宜しくお願い致します。

今回のタイ国法律情報 Vol.49 は、国税局ニュースと、それに関連する財務省省令で、「タイ国内旅行推進対策」に関する内容です。タイ国の経済活性化対策の一環として、タイ国内旅行に伴う支出分を年に15,000 バーツまで課税所得から控除するというもので、同時に旅行関連業者の支援も図るという対策です。法人は対象外で個人が対象となりますが、タイ国内旅行をされる方も多いと思われまますのでトピックとして取り上げました。

国税局ニュース(Revenue Department News)

ニュース番号: PorChorSor.10/2558

発信日: 2017年12月23日

件名: タイ国内旅行推進対策 規定の発効により領収書で税控除が可能に

(มาตรการภาษีส่งเสริมเที่ยวทั่วไทย มาร์ตราคาร์นパーซีซั่นสุมเทียมเอาท์อุทัย)

国税局は、タイ国内旅行において使用した領収書、パッケージツアー又はホテル宿泊代のタックスインボイス等は、年に15,000 バーツまで所得控除を受けられるため取っておくよう再度通達する。2014年12月15日付け第305号(2014年)（下記に示す。）に基づき、2014年12月16日から2015年12月31日までを対象期間とする。

国税局長プラソン・プーンタネート氏は、次のように述べた。「タイ国内旅行による所得控除を受けるためには、領収書、国内旅行サービス又はタイ国内でのホテル宿泊代のタックスインボイスが重要な証拠となる。納税者は、観光業及び観光ガイド法に基づく認可を受けた事業

者、又はホテル法に基づくホテル事業者からそれら入手すること。領収書又はタックスインボイスには、所得控除を受ける者の氏名、金額、日付が明記されていること。当該書類により実際に支払った金額に応じて所得控除を受けられるが、年に15,000バーツまでとする。2014年12月16日から31日までの日付で発行された領収書又はタックスインボイスは、2015年3月31日までに個人所得稅申告書を提出し2014年度の稅計算を行う際に所得控除を受けることができる。2015年1月1日から12月31日までの日付で発行された領収書又はタックスインボイスについては、2016年3月31日までに個人所得稅申告書を提出し2015年度の稅計算を行う際に所得控除を受けることができる。」

プラソン・プーンタネート氏は、追加して次のようにも述べた。「今回所得控除の対象となるのは、普通パートナーシップ又は法人でない団体を除く個人納稅者である。夫婦のどちらか一方のみが給与所得者である場合、給与所得者である夫婦のいずれかのみが所得控除の対象となる。しかし両者とも給与所得者であり、領収書又はタックスインボイスに、両者の氏名が記載されている場合は、以下の原則に従う。

- (1) 夫婦が別々に申告書を提出した場合、実際に支払った金額に基づき1人15,000バーツまで各自所得控除を受けられる。
- (2) 夫婦が別々に歳入法典第40条(1)に基づき、月給の課稅所得についてのみ申告書を提出した場合、実際に支払った金額に基づき1人15,000バーツまで各自所得控除を受けられる。
- (3) 夫婦が合同で申告書を提出し納稅する場合、実際に支払った金額に基づき1人15,000バーツまで両者とも所得控除を受けられる。

本稅対策により、タイ国内旅行の促進、奨励、ならびにタイ全国のすべての地域における旅行業者、ホテル業者、旅行関連事業の支援を図る。また、家族が旅行の機会を持ち、一緒に活動することを通し家族愛と団欒をもたらすことによる社会支援効果も期待する。

省令

(กฎกระทรวง ค็อกคลาสワン)

第305号(2014年)

歳入法典の免稅に関する条項に基づき公布

1970年歳入法典改定法（第20版）に基づき改定された歳入法典第4条、ならびに1953年歳入法典改定法（第10版）に基づき改定された歳入法典第42条（17）に従い、財務大臣は、以下のとおり省令を公布する。

タイ国内旅行の際に、観光業及び観光ガイド法に基づく観光事業者に対してサービス料として支払った金銭、もしくはホテル法に基づくホテル業者に対して宿泊料として支払った金銭について、実際に支払った15,000バーツまでについて、個人所得税計算の際に課税所得額から控除できると規定する。上記は、本省令発効日から2015年12月31日までに支払ったサービス料又は宿泊料のみに適用する。詳細は、大臣規定の原則、方法及び条件に準拠する。

2014年12月15日公布

財務大臣

ソムマーイ・パーシー

備考：本省令は、タイ国経済活性化のためのタイ国内旅行の促進、支援、ならびに旅行関連業者の支援を目的として公布する。タイ国内旅行の際に、観光業及び観光ガイド法に基づく観光事業者に対してサービス料として支払った金銭、もしくはホテル法に基づくホテル業者に対して宿泊料として支払った金銭のみを対象とする。本省令発効日から2015年12月31日前に支払った金銭については、個人所得税計算の際に課税所得額から控除できるとする。以上の経緯により、本省令を公布する必要があった。

(2014年12月16日付け官報第131号第80Kor部)

翻訳者: 高野 香 (TJ Prannarai Communication)

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は、2015年2月19日(木)です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたらご連絡頂けましたら幸いです。

【スタッフのご紹介】

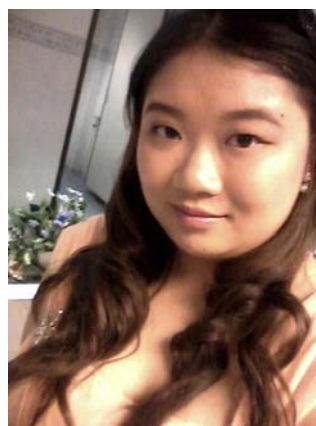
★TJP のスタッフをご紹介します。

今回は、翻訳者・チェッカー兼コーディネーターとして日々業務に奮闘しているタナポーン(K.Roong)をご紹介します。

<Ms. タナポーンから>

タナポーン・ワーンタウィースクルートと申します。

ランシット大学の芸術学部日本語学科を卒業しました。



日本語の翻訳者、チェッカーとして入社し、お客様と翻訳者のコーディネートと、日本語からタイ語に翻訳された文書のチェックを担当しています。現在、日タイ翻訳文書チェック作業のトレーニング中です。

私は、2014年に入社したばかりですが、コーディネーターとしてもチェッカーとしても、作業効率を最大限に高めるべく、ベストを尽くして業務に取り組んでいます。弊社サービスをぜひ安心してご利用ください。

★2015年 お客様への約束 ～TJPはお客様に以下をお約束致します～

TJプランナライのミッション: 私たちの使命

多様な言語を駆使することで理解を統一し、お客様のビジネスの可能性を最大限に引き出します。

TJプランナライのビジョン: 私たちの目指す企業像

トータル・コミュニケーション・サービスを通じ、アジア NO.1 企業を目指します。

TJプランナライのコアバリュー: 私たちの信念

▶ 顧客満足

- お客様に最大限ご満足いただける品質・価格・サービスをご提供致します。

▶ 信頼性

- 納期厳守・確実であること。

▶ チームワーク

- 自社及びお客様の成功実現のため全社一丸となって取り組みます。

TJP サービスのご案内

★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査 など各種対応が可能です。

★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

取扱い文書は、契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成

カタログのデザイン、ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

*詳細につきましてはご相談ください。

★定型フォーマットの販売

社内で使用される定型フォーマットを販売しております。日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「委任状」「退職届」など、9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>